

静岡県公安委員会規程第4号

自動車運転代行業の認定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

自動車運転代行業の認定等に関する規程の一部を改正する規程

自動車運転代行業の認定等に関する規程（平成14年静岡県公安委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定の手續)</p> <p>第2条 <u>法第5条第3項の規定による認定を拒否する旨の通知は、様式第1号により行うものとする。</u></p> <p>2 法第5条第4項の規定による静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と静岡県知事との協議は、<u>様式第2号</u>により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第3条 法第7条第1項の規定により認定を取り消したときは、<u>様式第3号</u>によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 法第7条第2項の規定による公安委員会と静岡県知事との協議は、<u>様式第4号</u>により行うものとする。</p> <p>(変更の届出の通知)</p> <p>第4条 法第8条第2項の規定による静岡県知事に対する通知は、<u>様式第5号</u>により行うものとする。</p> <p>(認定証の返納等)</p> <p>第5条 <u>法第9条第1項又は第2項の規定による認定証の返納は、様式第6号を提出させて行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第9条第3項の規定による静岡県知事に対する通知は、様式第7号により行うもの</u></p>	<p>(認定の手續)</p> <p>第2条 <u>法第5条第2項の規定による認定をした旨の通知は、様式第1号により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第5条第3項の規定による認定を拒否する旨の通知は、様式第2号により行うものとする。</u></p> <p>3 法第5条第4項の規定による静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と静岡県知事との協議は、<u>様式第3号</u>により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第3条 法第7条第1項の規定により認定を取り消したときは、<u>様式第4号</u>によりその旨を通知するものとする。</p> <p>2 法第7条第2項の規定による公安委員会と静岡県知事との協議は、<u>様式第5号</u>により行うものとする。</p> <p>(変更の届出の通知)</p> <p>第4条 法第8条第2項の規定による静岡県知事に対する通知は、<u>様式第6号</u>により行うものとする。</p> <p>(廃業等の届出の通知)</p> <p>第5条 <u>法第9条第3項の規定による静岡県知事に対する通知は、様式第7号により行うものとする。</u></p>

する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

第 号

認 定 通 知 書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

静 岡 県 公 安 委 員 会 印

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第 号

認 定 に 関 す る 通 知 書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条に掲げる要件に該当するため、同法第5条第3項の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

静 岡 県 公 安 委 員 会 印

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

認 定 に 関 す る 協 議 書

静 岡 県 知 事 殿

静 岡 県 公 安 委 員 会

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 予定している処分の内容
- 3 理由

取扱者の氏名及び連絡先

様式第 4 号（第 3 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

（表）

第 号

認 定 取 消 処 分 通 知 書

認 定 年 月 日

認 定 番 号

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

静 岡 県 公 安 委 員 会 印

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

認定取消しに関する協議書

静岡県知事 殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定に基づき協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

(1) 認定年月日

(2) 認定番号

(3) 氏名又は名称

(4) 住 所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

変更届出に関する通知書

静岡県知事 殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があったので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項の規定に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおりに記載

取扱者の氏名及び連絡先

第 号
年 月 日

廃業等の届出に関する通知書

静岡県知事殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第 項の規定により、次のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項の規定に基づき通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 提出年月日

2 廃止の事由

別添（廃業等届出書の写し）のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（表）

第 号

指 示 書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項 第25条第2項第1号 の規定により、次のとおり
指示します。

指示事項

理由

年 月 日

静岡県公安委員会 印

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

指 示 に 関 す る 通 知 書

静 岡 県 知 事 殿

静 岡 県 公 安 委 員 会

年 月 日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項 第25条第2項第1号 の規
定により、次のとおり指示を行ったので通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認 定 年 月 日
- (2) 認 定 番 号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所

2 指示事項等
別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

指 示 年 月 日	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
その他参考事項	

(注) 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

様式第12号から様式第15号までを次のように改める。

（表）

第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号の規定により、次のとおり
自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から

日間

年 月 日まで

3 理由

年 月 日

静 岡 県 公 安 委 員 会 印

(裏)

1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

営業停止命令に関する協議書

静岡県知事 殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号 の規定により、次のとおり
営業停止命令を行う予定があるので、協議します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住 所

2 営業停止命令の内容等
別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先

別紙

命 令 年 月 日 (予 定)	
営 業 停 止 命 令 の 内 容	
営 業 停 止 命 令 を 行 う 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	

(注) 「その他参考事項」欄には、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

様式第14号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第 号

営 業 廃 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定により、次の理由に
より自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

静 岡 県 公 安 委 員 会 印

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます。
なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

静岡県知事殿

静岡県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項 の規定により、次のとおり
第25条第2項第3号

営業廃止命令を行う予定があるので、協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者
- 2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の自動車運転代行業の認定等に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。